

2023年3月23日（木曜）

全労金2023春季生活闘争ニュース・第42号

～勝ち取ろう賃金改善！“みんなの春季生活闘争”で生活不安を払拭しよう！～

《合意速報No. 20》

九州労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

九州労組は、3月23日19時30分から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求		回 答	
		社員	再雇用 嘱託社員	社員	再雇用 嘱託社員
最低賃金		時間額1,050円、日額7,700円 月額161,700円への引き上げ		時間額1,050円、日額7,700円 月額161,700円への引き上げ	
基本賃金	改善内容	7,300円	7,300円	3,000円	3,000円
一時金		4.0	1.0	4.0	1.0
昨年実績		4.0	—	4.0	—
安定雇用	無期転換	—	—	—	—
雇用環境	私傷病休職	—		—	
	育児時短	(小学校卒業まで)		(小学校卒業まで)	
単組独自要求		—		—	

《関連会社の発言概要》

最低賃金について、金庫とは親会社・子会社の関係であるが、他金庫の状況でいけば、3つの関連会社が金庫と同額としており、同額で検討を進めた。今後もそういった考えに基づき対応していきたい。

また、基本賃金については、金庫の回答結果を踏まえてでなければ応えられない状況である。しかしながら、賃金政策を早期に実現させる考えにある。年間一時金については、社員の皆さんの頑張りにより事業達成見込みであり、要求通りとしたい。

なお、再雇用嘱託社員の年間一時金の制度化については、要求として掲げられて3年目となった。この間、嘱託社員の社員化等、法対応を優先してきたことや、月例賃金の

引き上げを進めてきたことを踏まえて、制度化できていなかったが、今春季生活闘争においては、何とか対応したいと考え、検討を進めてきた。今後は、賃金水準がどうあるべきか、労使で先を見ながら考え方を整理していきたい。

この間も伝えてきたが、会社としては、エンゲージメントの向上に向けて努力する考えにあり、社員も自らが環境を良くしようとの思いで頑張ってもらいたい。

《寺園闘争委員長の発言概要》

今春季生活闘争は、40年ぶりの物価上昇を背景とした「生活保障」の観点や「人への投資」を通じてすべての組合員のモチベーションの維持・向上を図り、全ての社員が安全に安心して働くことができる職場環境の実現や働きがい・やりがいを喚起し、2023年度以降の業務に繋げることを意識し要求を掲げた。

今回の要求に対する回答については、満額回答ではないものの、労使による課題認識の一致が図られ、ろうきんサービスで働くすべての社員が安心して働くことのできる環境整備に向けた回答が確認できたため、妥結収拾を判断した。

2023年度は、賃金政策についても、すべての社員がやりがい・働きがいを喚起し、業務に邁進できるよう、協議を進めていきたいと考える。今後も、厳しい経営環境が想定されるが、労働組合としても、労使が一体となり、ろうきんサービスで働くすべての社員が働きやすい職場環境となるよう積極的に取り組んでいくことを決意表明し、妥結収拾にあたっての所感とする。

単組は、①最低賃金について、要求通りとなり金庫と同額になったこと、②すべての社員を対象に一律の賃金改善が示されたこと、③再雇用嘱託社員の年間一時金について制度化できたこと、等から、基本合意を表明しました。

*合意単組（14単組／3月23日21時30分現在）

静岡・四国・四国（関連）・北陸・近畿（金庫）・近畿（関連）・北海道・長野
沖縄・東北（金庫）・東北（関連）・東海（金庫）・東海（関連）・新潟
中国（金庫）・中国（関連）・セントラル・中央・九州（金庫）・九州（関連）

以 上